

総務課からのお知らせ

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

■相談日時

平成29年1月13日（金）

午前10時～午後2時

■相談場所

新島村住民センター
交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何かご容赦ください。予約は不要です。

■問い合わせ

東京司法書士会事務局事業・研修課
03(33353)9191

平日午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

税政係からのお知らせ

■確定申告はお早めに！

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、

税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者（納税者）が不測の損害を被るおそれもあります。

「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳しくは、東京税理士会ホームページをご覧ください。
<http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

■給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、地方税法第317条の6第1項により提出が義務付けられています。提出義務違反については罰則が定められています。

法人および個人事業主の方は、平成28年中に支払った給与等について、平成29年1月31日までに、「給与支払報告書」を役場税政係に忘れずに提出してください。提出の際、次の点にご注意ください。

①平成29年1月1日現在、新島村に住んでいる受給者の分のみ

②支払額の多少や常勤・非常勤の別にかかわらず全受給者分

③平成28年中の退職者について提出

④従業員の方の中で、個人住民税を普通徴収にする場合には「普通徴収切替理由書」の提出が必要となります。詳しくは税政係へお問い合わせください。

また、給与等の支払者は、全ての受給者に対し、同じく平成29年1月31日までに、「給与所得の源泉徴収票」を交付する義務があります。

■問い合わせ

企画財政課税政係
(5)0241（直通）

■償却資産（固定資産税）の申告について

平成29年1月1日現在、新島村内において事業を営んでいる法人・個人の方は、村内において所有している機械・備品等の事業用資産について所有状況の申告が必要となります。期限までに、役場まで申告をお願い致します。

す。

■提出期限

・法人事業主の方：
平成29年1月31日（火）
平成29年2月28日（火）
・個人事業主の方：
平成29年2月28日（火）

※前年度申告していただいた方については、29年度分の申告書類を役場からお送りします。個人事業主の方については、1月の下旬頃に発送しますので、届き次第申告書の提出をお願い致します。

なお、平成28年1月にマイナンバー制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられましたので、記載して頂けるようお願い致します。

■問い合わせ

企画財政課税政係
(5)0241（直通）

■事業主の皆さん 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けてご準備くださるようお願いいたします。

特別徴収とは？

従業員の方の個人住民税は、事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができ「納期の特例」の制度があります。

特別徴収のメリット

特別徴収にすることで、と、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

詳しくはホームページをご覧ください。
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>



▲個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

民生課からのお知らせ

東京都母子・父子・女性福祉資金貸付のご案内

東京都は、母子家庭又は父子家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために、修学・就職等、目的により12種類の資金を無利子または低利でお貸ししています。

また、配偶者のいない女性を対象に、女性福祉資金の貸付もあります。

貸付申請にあたっては事前相談が必要となりますので、詳細は左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

東京都大島支庁総務課福祉担当 04992(2)4421

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

平成28年11月30日をもって、民生委員・児童委員の皆さんが任期満了になりました。これに伴い、民生児童委員推せん会を経て、12月1日から新たに3年間の任期で各地区の委員が選出されました。

12月2日住民センターにて、辞令伝達式・退任式が行われ、退任の方には青沼村長より厚生労働大臣感謝状、吉野大島支庁長より東京都知事感謝状の授与とご挨拶をいただきました。

新委員の構成は、3地区で委員の就任があり、その他の地域の委員の方は、再任です。新任期は、平成28年12月1日から平成31年11月30日まで活動いたします。退任は、次の方々です。(敬称略)

- 三丁目 横田 まり子
六丁目 植松 亮子
式根島南地区 前田 邦恵
長い間お疲れ様でした。

【民生委員・児童委員とは？】

民生委員・児童委員は、日々の暮らしの中で困ったり、悩んだりしたことを相談出来る方です。

地域の住民の一員として、皆さんと一緒に生活しながら、皆さんの立場で心配事や困り事を解決するお手伝いをします。子育てのこと、学校のこと、経済的なこと、なんでもかまいません。秘密は、守られますので、お気軽にご相談ください。

- 民生委員・児童委員の皆さん (会長◎ 副会長○ 敬称略)
一丁目 宮川 栄子(再)
二丁目 梅田 ふみ子(再)
三丁目 羽根 和美(新)
四丁目 青沼 福代(再)
五丁目 宮川 年子(再)
六丁目 菊地 洋子(新)
若郷 宮川 里司(再)

- 式根島 山本 はる子(再)
北地区 0025
式根島 大沼 ふじ代(新)
南地区 0423
主任児童委員 前田 好真江(再)
0200

よろしくお願ひします。

教育委員会からのお知らせ

平成29年度新島村の

就学援助について

【特別支援教育就学奨励費】

村内の公立小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒がいるご家庭に

対し、村では通学費や学用品費等の一部の費用について、ご家庭の経済的な負担を軽減するために教育費を補助しています。

補助を受けることができないご家庭は次の通りです。

- ①新島村に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のご家庭
②平成28年中の総所得額が、当該制度の基準以内のご家庭

【要保護・準要保護就学援助費】

村内の公立小中学校に就学する児童・生徒の保護者で、村の要保護・準要保護認定基準に該当する保護者に対し、村では通学費や学用品費等の一部を支給する就学援助を行っています。詳しい内容は教育委員会ホームページをご覧ください。

○就学援助の申請手続き

申請書に記入・押印の上、必要書類を添えて提出してください。

(注) 就学援助の申請は毎年必要です。前年度の就学援助を受けた世帯についても翌年度改めて申請が必要になります。

- 申請書の提出期間
平成29年1月から3月末日までの開庁日(満額支給の場合)
○申請書の配布・受付
教育委員会教育課の窓口(住民センター1階)

式根島の方は、式根島支所窓口

【問い合わせ】

新島村教育委員会 0203 (内線230)

勤労福祉会館からのお知らせ

ボウリング大会開催!

(とき)平成29年2月5日(日)

【場所】勤労福祉会館

【部門別】

一般男女の部・小学生の部(小4以上)・中学生の部

【受付時間】 午前9時~午後5時

(小中学生の部は午後4時)

【参加費】 無料

※一般男女の部は、上位各6名による優勝決定戦を午後7時から行います。

※小中学生の部は、上位各3名で順位確定です。

【問い合わせ】

勤労福祉会館 0504